

議案第100号

さいたま市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市就学指導委員会条例（平成13年さいたま市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>さいたま市就学支援委員会条例</u></p> <p>（設置） 第1条 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に就学前の者又は就学している者で障害があるものの適正な就学に係る教育的支援を図るため、<u>さいたま市就学支援委員会</u>（以下「<u>支援委員会</u>」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務） 第2条 <u>支援委員会</u>は、市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議する。 (1) [略] (2) <u>就学に係る教育的支援</u>に関すること。</p> <p>（組織等） 第3条 <u>支援委員会</u>は、委員21人以内をもって組織する。 2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>さいたま市就学指導委員会条例</u></p> <p>（設置） 第1条 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に就学前の者又は就学している者で障害があるものの適正な<u>就学指導</u>を図るため、<u>さいたま市就学指導委員会</u>（以下「<u>指導委員会</u>」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務） 第2条 <u>指導委員会</u>は、市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議する。 (1) [略] (2) <u>就学指導</u>に関すること。</p> <p>（組織等） 第3条 <u>指導委員会</u>は、委員21人以内をもって組織する。 2～4 [略]</p>

(委員長及び副委員長)

第4条 支援委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2・3 [略]

(会議)

第5条 支援委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 支援委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(調査専門員)

第6条 支援委員会に、特定の事項を調査研究するため、調査専門員を置くことができる。

2・3 [略]

(専門部会)

第7条 支援委員会は、特定の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、支援委員会の委員及び調査専門員をもって構成する。

(庶務)

第8条 支援委員会の庶務は、委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 指導委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2・3 [略]

(会議)

第5条 指導委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 指導委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 指導委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(調査専門員)

第6条 指導委員会に、特定の事項を調査研究するため、調査専門員を置くことができる。

2・3 [略]

(専門部会)

第7条 指導委員会は、特定の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、指導委員会の委員及び調査専門員をもって構成する。

(庶務)

第8条 指導委員会の庶務は、委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、指導委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市就学指導委員会の委員である者は、この条例の施行の日この条例による改正後のさいたま市就学支援委員会条例第3条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同

条第3項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市就学指導委員会の調査専門員である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のさいたま市就学支援委員会条例第6条第2項の規定により調査専門員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。